

監理委託業務特記仕様書

委託業務の名称 日韓友好資料館サイクルステーション模様替え工事監理委託業務

委託業務の場所 東伯郡琴浦町大字別所 1 6 7 番地 1

履行期間 契約日 から 令和 9 年 1 月 2 2 日 まで

委託業務の対象工事の概要

- 1) 工 事 名 日韓友好資料館サイクルステーション模様替え工事
- 2) 工事概要 別添「工事図面」参照
- 3) 工 期 契約日 から 令和 8 年 1 2 月 2 8 日まで
- 4) 工事工種 建築工事
- 5) 工 事 費 3 5, 3 3 2 千円

1. 一 般 事 項

1-1 適 用 の 範 囲

この仕様書に基づくほか、仕様書に定めのない事項については、発注者(以下「甲」という。)が業務の指導を行うものとして定めた職員(以下「指導監督員」という。)と協議のうえ決定する。

1-2 業 務 の 内 容

受注者(以下「乙」という。)は、委託契約書及びこの仕様書(以下「契約図書」という。)に定めるもののほか、最新の国土交通省建築工事監理業務委託共通仕様書に基づき、上記工事の請負契約書及び設計図書(以下「工事契約図書」という。)どおりに工事契約図書の履行期間内に対象工事の目的物(以下「建築物」という。)を完成させるため、指導監督員と協力して工事監理業務を履行するものとする。

委託業務の内容は次に掲げるものとする。

(国土交通省告示第 15 号に基づくもの。)

○委託業務

- (ア)工事監理業務実施計画書の作成
- (イ)施工計画を検討し、助言する業務
- (ウ)施工図を設計図書に照らして検討及び承諾する業務
- (エ)工事の実施状況の確認と必要に応じ指導監督員への報告
- (オ)施工の検査及び工事契約図書に適合しない場合の手直し等の指示及び確認
- (カ)施工上の理由等による設計変更要領書の作成
- (キ)関係官公署の検査に係る受検の指導と立会い
- (ク)現場監督員は施工計画を検討及び承諾した後、指導監督員とチェック項目について協議し、その項目毎の施工状態を指導監督員に報告する。

(ケ)工事監理業務完了手続

1-3 統括責任者(工事検査員)及び現場監督員等

- ① 乙は、この契約に基づき、業務の管理及び中間・完成検査を行う統括責任者(工事検査員)を選任し、あらかじめ甲に通知しなければならない。
- ② 乙は、この契約に基づき、工事現場における工事の監理の技術上の管理をつかさどる現場監督員を選任し、この業務の着手の日までに、甲に通知しなければならない。
統括責任者(工事検査員)、現場監督員は、建築士法第2条第6項に規定する工事監理をする者で、意匠、構造及び建築設備等の専門技術者とする。
- ③ 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、その者の商号又は名称等を速やかに、甲に通知し甲の承諾を受けること。

2. 業務に係る書類等の提出及び報告

2-1 業務工程表等の提出

乙は、次の書類を契約締結後及び業務完了後7日以内に甲に提出すること。

- ① 業務工程表
- ② 業務完了届
- ③ 下請契約書の写し

2-2 業務の履行報告

現場監督員は、「委託業務履行報告書」及び「工事進捗状況報告書」を作成し、毎月末に指導監督員に提出しなければならない。

3. 業務の処理区分等

3-1 業務の処理区分

業務の処理区分は、この仕様書に定めるもののほかは別に定める。

3-2 施工検査等の立会

現場監督員は、指導監督員又は施工者からの立会い、又は、検査等を求められたときは、その求めに応じなければならない。

3-3 臨機の措置等

①臨機の措置

現場監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、施工者に対し臨機の措置をとらなければならない。

②臨機措置の通知

現場監督員は、そのとった措置の内容を指導監督員に直ちに通知し、意見を聴かなければならない。

3-4 工事関係の措置等

現場監督員は、次の事項について、十分に事態を把握したうえ、速やかに指導監督員に通知し、必要に応じその指示を求めなければならない。

- ①工事関係事項について関係官公署から指示又は注意を受けたとき。

- ②近隣からの工事に関する苦情について、工事関係者と十分協議のうえ、必要な措置をとるにもかかわらず、その苦情を処理できないとき。
- ③天災等その他の事由により工事進捗に支障をきたし工事中止が生じたとき。
- ④工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたとき。
- ⑤工事の遅延の恐れがあるとき。
- ⑥施工者が工事契約図書又は関係法令に違反したとき。
- ⑦施工者に経営事情悪化が認められるとき。
- ⑧その他工事監理業務を遂行するうえで、必要と認められる事態が発生したとき。

4. 貸与品等

4-1 貸与品等の引渡し

甲が乙に貸与、又は支給する図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、規格又は性能、引渡場所及び時期は、指導監督員と現場監督員との協議によるものとする。

4-2 貸与品等の管理

乙は、貸与品等を受けた日から7日以内に、指導監督員に受領書又は借用書を提出し、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4-3 貸与品の返却

業務の完了、監理仕様書の変更等によって不要となった貸与品等の返還は、指導監督員の指示によるものとする。

5. 関係書類の整備

現場監督員は、次に掲げる書類・帳簿等を整備し、現場に備え付けなければならない。

ただし、工事種別等によっては、調査職員の承諾を受けて書類の一部を省略することができる。

- ①貸与された設計図書及び契約図書（約款（写）、図面、仕様書、現場説明書、質問回答書）
- ②委託業務履行報告書（写）、工事進捗状況報告書（写）、出勤簿（常駐監理のみ）
- ③工事実施工程表、気象表、工事監理体制表
- ④元請及び下請組織表又は施工体制台帳、使用材料報告書、承諾図、主要機材検査書
- ⑤施工計画書（総合、工種別施工要領書）
- ⑥工事監督記録、打合せ記録綴及び指示書
- ⑦その他（提出書類の控等）

6. 関係官公署等の検査

現場監督員は、消防署等が行う関係官公署の検査に立会等により、検査が完了したことを確認し、指導監督員に通知しなければならない。

7. 工事の完成と引渡し

7-1 工事完成の確認

乙は、施工者から工事完成の通知を受けたときは、速やかに工事の完成を確認し、その旨を指導監督員に通知しなければならない。

7-2 工事完成検査等の立会

現場監督員は、完成検査及び中間検査に立会い、及び検査に必要な資料等の準備に応じなければならない。

①検査

(i) 完成検査は、工事の完成(修補の完了を含む。)の通知があった日から14日以内に行わなければならない。

(ii) 中間検査は、中間検査を実施する必要があると判断した監督員が、工事検査員と協議して決定する。

②検査に係る準備

(i) 工事契約図書(契約書、設計図書、施工計画書及び工程表等：施工者)

(ii) 工事監督記録(現場監督員)、工事記録写真及び各種試験記録(施工者)

(iii) 測量器具及び破壊用具(施工者)

(iv) その他検査員が必要と認めるもの

③検査の立会い者

検査の立会いは、発注者側(指導監督員と現場監督員)及び施工者側(現場代理人等と主任技術者又は監理技術者)が立会いするものとする。

7-3 建築物の引渡し

建築物の引渡しは、工事完成検査に合格した後(修補完了を含む。)とする。

8. 委託業務の完了

8-1 委託業務の完了

委託業務の完了は、施工者が乙の立会いのもとで甲(指導監督員)に建築物を引渡し、その旨を書面にて甲に通知したときとする。

8-2 委託業務の検査員

甲は、この契約の履行に関し業務の完了を確認するための職員(以下「検査職員」という。)を選任しなければならない。

8-3 委託業務の完了検査

甲が定めた検査職員は、業務の完了通知を受けた日から10日以内に乙の立会いのうえ業務完了の検査をし、その結果を乙に通知しなければならない。

8-4 成果物の引渡し

乙は、業務の履行に伴う成果品を業務完了後、指導監督員に引き渡さなければならない。

9. 契約不適合の請求

乙は、成果物の引渡し後2年以内に甲が行う契約不適合に関する調査等に立会しなければならない。

10. その他

工事の施工に関して、施工者から提出される施工図、機器製作図等に対する印紙税の取り扱い、工事着手前に乙と施工者で「覚書」を取り交わし印紙税法に抵触しないように留意すること。